

電子委任状法施行状況検討会 第1回

電子委任状法の概要について

2023-08-16 デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ

目次

1. 電子委任状法の概要
2. 電子委任状を促進するための基本的な指針
3. 立法の背景

1. 電子委任状法の概要

1.1 電子委任状法の概要

電子委任状の普及の促進に関する法律（平成29年法律第64号）

法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する「電子委任状」の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、法人等の委託を受けて電子委任状を保管し、関係者に提示等する「電子委任状取扱業務」の認定の制度を設けること等により、電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図る。

主な規定

● 電子委任状等の定義（第2条）

- ・ 「電子委任状」とは、法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録をいう。

● 基本指針（第3条）

- ・ 主務大臣（内閣総理大臣）は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定める。

● 国等の責務（第4条）

- ・ 国は、広報活動等を通じて、関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めなければならない。
- ・ 国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子契約において他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努めなければならない。

● 電子委任状取扱業務の認定制度（第5条）

- ・ 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、その業務の実施の方法が基本指針において定められた事項に適合していること等の認定を受けることができる。

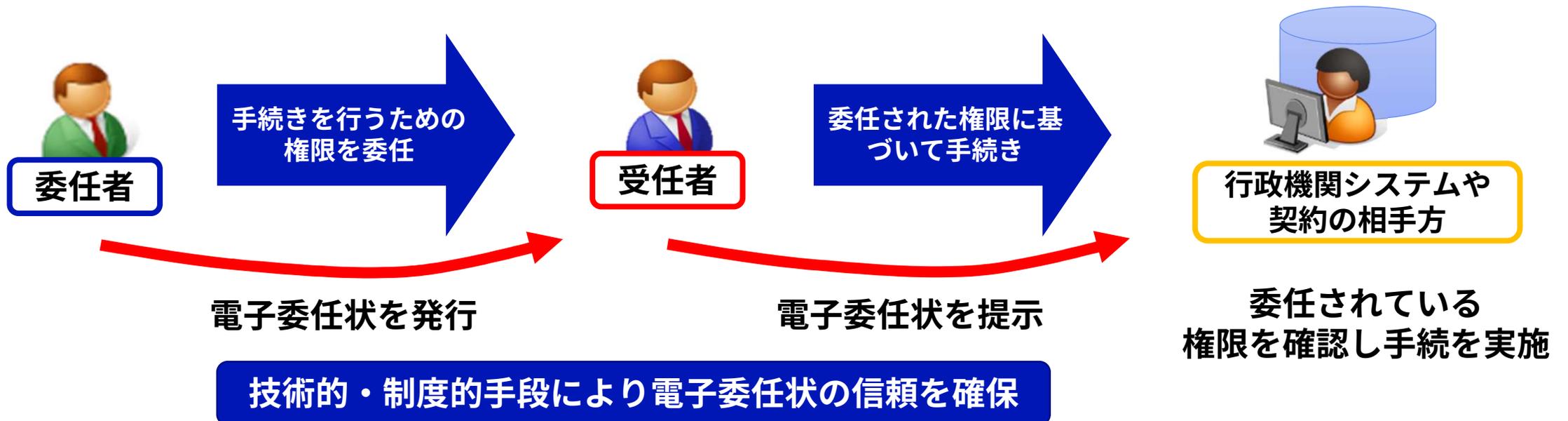
1.2 電子委任状の機能

電子委任状の機能

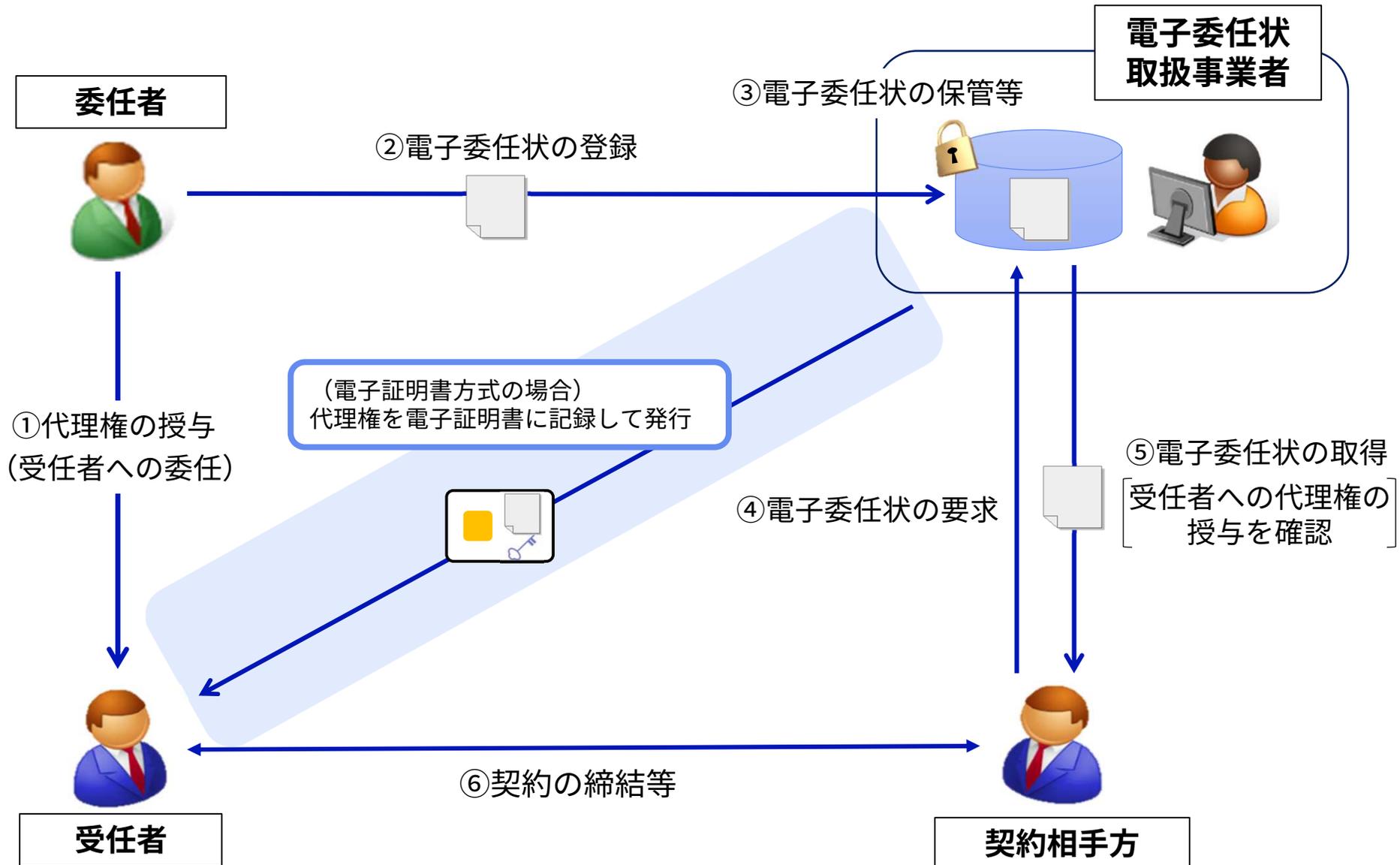
- 法人の代表者等が社員・税理士等に代理権を与えた旨、手続きを行う権限がある旨を契約の相手方等に提示する
- 技術的、制度的手段によりその内容の信頼が確保される

電子委任状の必要性

- 委任者の意思に基づいて委任が行われたこと、第三者による改変等が行われていないこと、セキュリティ基準等、信頼を確保した上で委任のある手続きをデジタル化
- 業務のデジタル化による効率化



1.3 「電子委任状取扱業務」のイメージ



1.4 関係政令・省令

電子委任状の普及の促進に関する法律第六条第一項の期間を定める政令 (平成29年政令第328号)

- 認定の更新期間は3年とする。
(法律第6条において、更新の期間は「三年を下らない政令で定める期間」とされている。)

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則 (平成29年総務省・経済産業省令第1号)

- 「特定電子委任状」に求められる措置のうち、電子委任状に記録された情報について行われる措置として、電子署名法に基づく電子署名の他、以下を規定
 - ✓ 委任者自ら電子署名を行う場合
 - ・ 商業登記法に基づく証明
 - ・ 公的個人認証法に基づく電子署名及び電子利用者証明
 - ✓ 電子委任状取扱事業者が電子署名を行う場合
 - ・ 電子署名法施行規則第2条に定める基準に該当する電子署名
- その他、認定に係る「承継」、「変更」、「廃止」に係る手続き等を規定

2. 電子委任状を促進するための基本的な指針

2.1 電子委任状を促進するための基本的な指針

- 法第3条において、主務大臣は「**電子委任状の普及を促進するための基本的な指針**」を定めるものとされている。

電子委任状法第3条（抜粋）

（基本指針）

第三条 主務大臣は、**電子委任状の普及を促進するための基本的な指針**（以下「**基本指針**」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 電子委任状の普及の意義及び目標に関する事項
- 二 電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるための施策に関する基本的な事項
- 三 電子委任状に記録される情報の記録方法の標準その他電子委任状の信頼性の確保及び利便性の向上のための施策に関する基本的な事項
- 四 電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者の電子委任状取扱業務の実施の方法について第五条第一項の認定の基準となるべき事項
- 五 その他電子委任状の普及を促進するために必要な事項

- また、基本指針の解釈を明確化した解説として「**電子委任状の普及を促進するための基本的な指針解説**（以下、「**指針解説**」という。）」を公開している。

2.2 基本指針の概要 (1)

1. 電子委任状の普及の意義及び目標

- 本人に代わって電子的に手続を行う者の代理権を簡易かつ確実に証明することを可能にし、「デジタルファースト」の早期実現、また、公的個人認証サービスを通じたマイナンバーカードの更なる普及に資するものと位置づけ。
- マイナンバーカードの普及による、手続を電子的に行うことが可能となる者の増加が、電子委任状の普及にも寄与されることが期待。
- 活用が想定される具体的な手続きとして以下を例示し、これらの手続きにおける電子委任状の普及を促進する。
 - ① 企業間で行われる電子契約、申込み等の手続
 - ② 国及び地方公共団体の調達における電子入札の手続
 - ③ 行政機関に対する電子申請等の手続

2. 関係者の理解を深めるための施策

- パンフレットやマニュアル類の配布、セミナーや講習会の参加等
- 内外の動向の調査及び分析

2.2 基本指針の概要 (2)

3. 電子委任状に記録される情報の記録方法の標準

- 電子委任状の記録方法として以下の3つの方式を規定。
 - ① 委任者が自ら作成する方式（法第2条第4項第1号イ、**委任者記録ファイル方式**）
 - ② 電子委任状取扱事業者が委任者の委託を受けて受任者の電子証明書に記録する方式（同号ロ（施行規則第2条第2項第1号）、**電子証明書方式**）
 - ③ 電子委任状取扱事業者が委任者の委託を受けて受任者の電子証明書とは別の電磁的記録に記録する方式（同号ロ（施行規則第2条第2項第2号）、**取扱事業者記録ファイル方式**）
- それぞれ委任の内容を電子委任状に記録する者において、電子署名法等に基づく電子署名を行うことを義務づけ。
- 電子委任状に記録すべき事項を規定。

以上の規定を満たす電子委任状を「特定電子委任状」という。

電子委任状法第4条（抜粋）

第二条（定義）

4 この法律において「特定電子委任状」とは、次の各号のいずれにも該当する電子委任状をいう。

一 電子委任状に記録された情報について次に掲げる措置が行われているものであること。

イ 電子委任状に委任者として記録された事業者による電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名（同法第八条に規定する認定認証事業者又は同法第十五条第二項に規定する認定外国認証事業者によりその認定に係る業務として同法第二条第二項の規定による証明が行われるものその他これに準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。）

ロ イに掲げるもののほか、当該情報が当該電子委任状に委任者として記録された事業者の作成に係るものであるかどうか及び当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができる措置として主務省令で定める措置

二 電子委任状に記録された情報が次条第一項に規定する基本指針において定められた同条第二項第三号に規定する記録方法の標準に適合する方法で記録されているものであること。

(参考) 基本指針に定める3方式の概要

委任者の委託を受けて電子委任状取扱事業者が
電子委任状の記録作業を実施する形式

電子証明書方式

- 電子委任状取扱事業者が、委任者の委託を受けて、電子証明書に代理権等を記載
- 権限や役職等を電子証明書の属性として記載
- 受任者は、当該の電子証明書を用いて契約書等に電子署名を行うことにより、当該契約書の作成に必要な代理権を有していることを相手方に対して証明

取扱事業者記録 ファイル方式

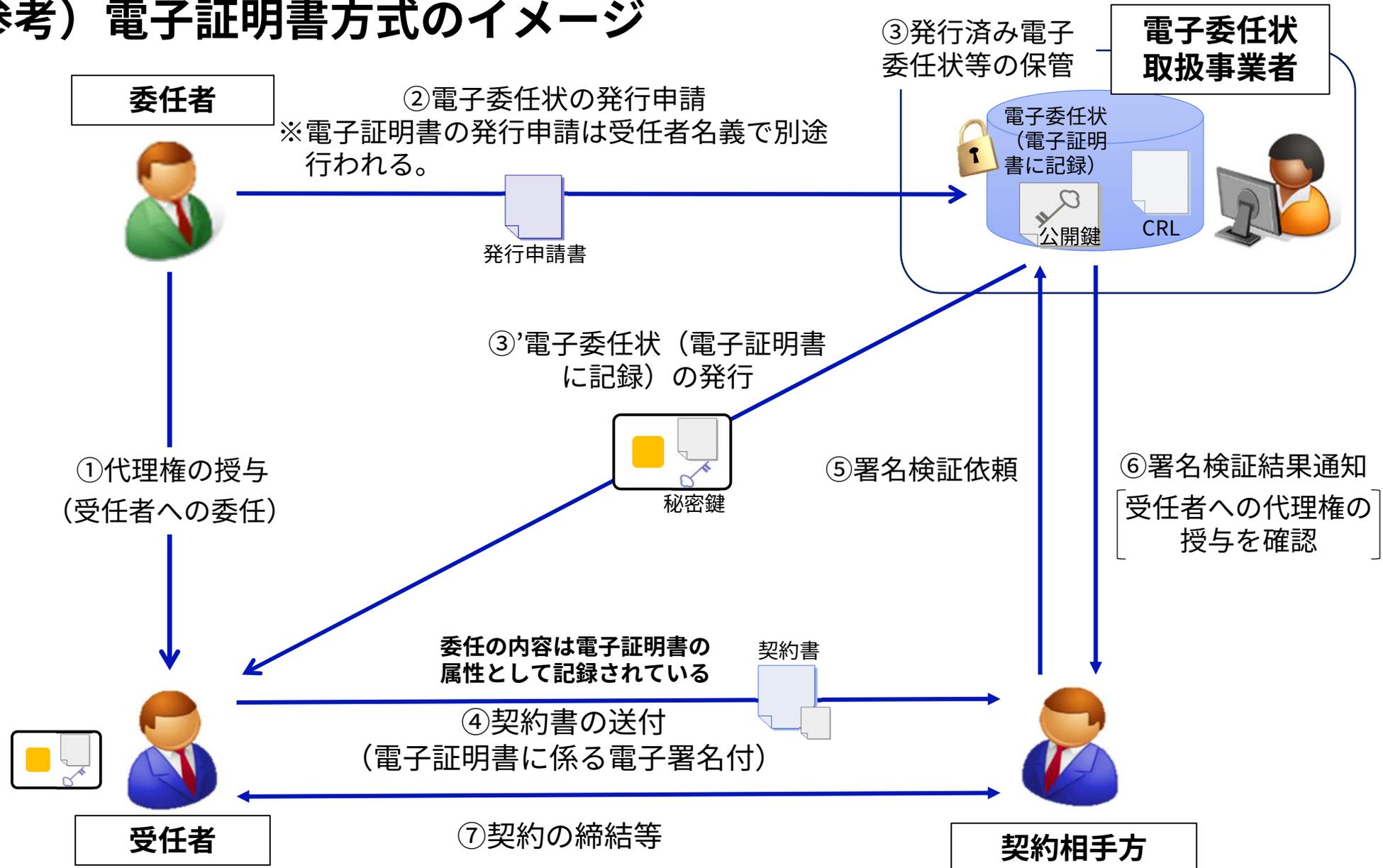
- 電子委任状取扱事業者が、委任者の委託を受けて、権限や役職等を受任者が利用する電子証明書等とは別の電磁的記録に記録
- 電子委任状取扱事業者は、当該電磁的記録を電子委任状として保管し、契約の相手方等の求めに応じて提示する

委任者自らが電子委任状を
作成する形式

委任者記録 ファイル方式

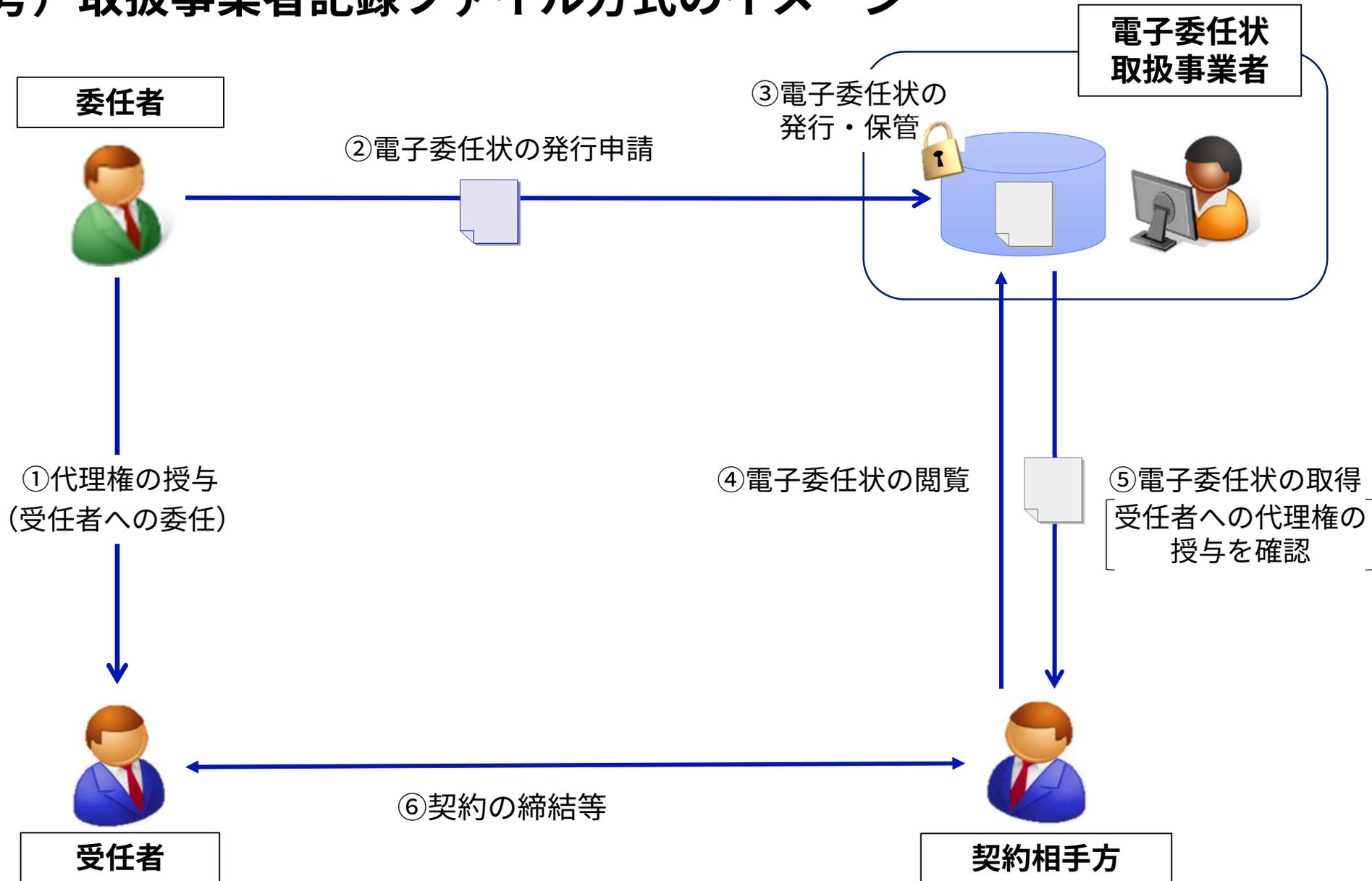
- 電子委任状を委任者が自ら作成
- 電子委任状取扱事業者を利用する場合は、電子委任状を電子委任状取扱事業者に登録・保管する
- 電子委任状の保管を行っている電子委任状取扱事業者、又は電子委任状を持った受任者より契約の相手方に電子委任状を提示する

(参考) 電子証明書方式のイメージ

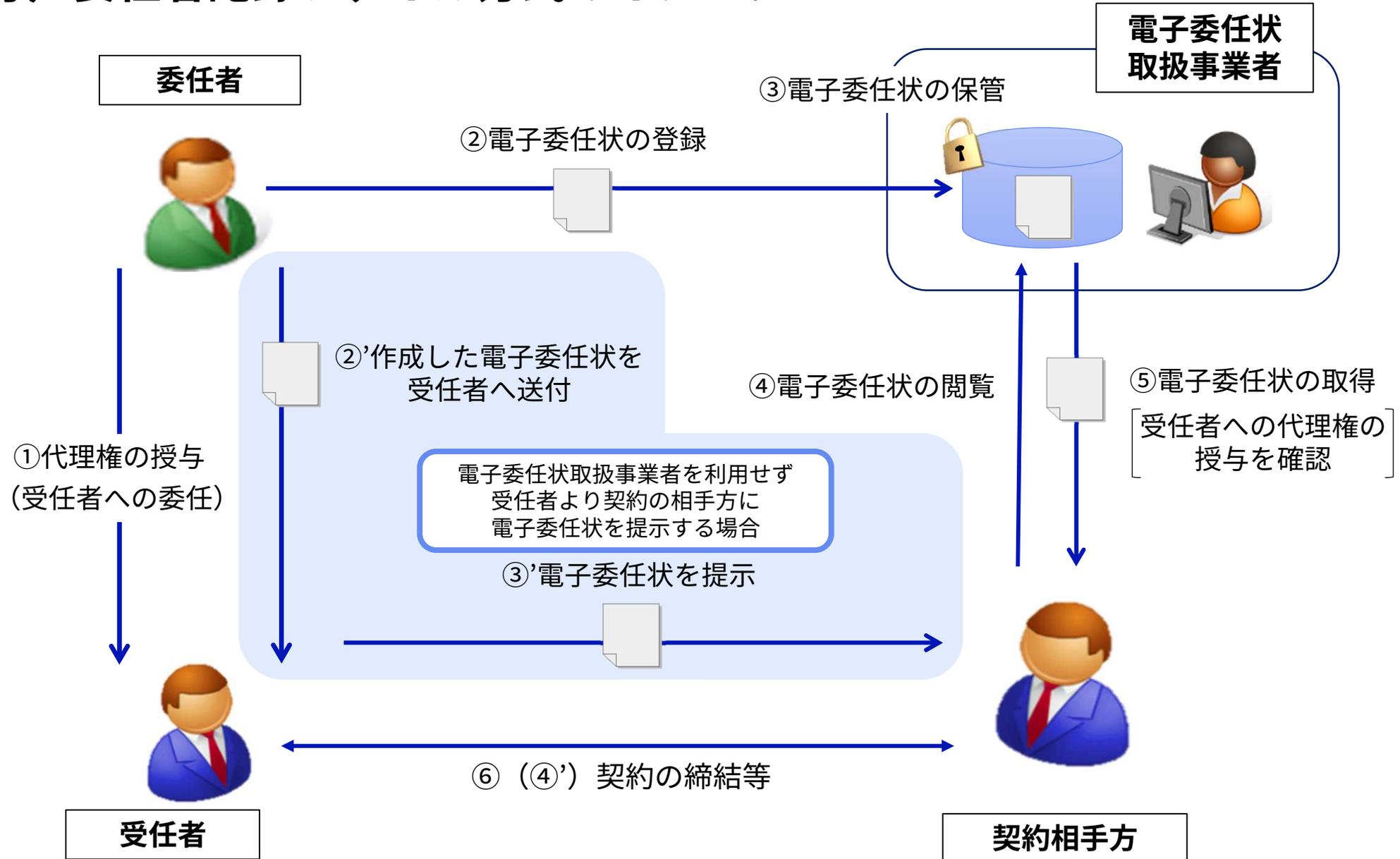


※ 電子委任状取扱事業者 = 電子委任状を発行する電子認証局である場合

(参考) 取扱事業者記録ファイル方式のイメージ



(参考) 委任者記録ファイル方式のイメージ



(参考) 基本指針で定める電子委任状に記録すべき事項（電子証明書方式）

項目		記載項目	記載要否
委任者	法人の代表者の場合	国税庁が指定する法人番号	必須
		法人の商業登記における法人名称	必須※1
		法人の商業登記における本店所在地	必須※1
		法人の代表者の肩書き	任意※2
		法人の代表者名	任意※2
	個人事業主の場合	屋号	任意
		自然人の氏名	必須
		自然人の住所	必須
		自然人の生年月日	任意
受任者	受任者の識別名（氏名等）	必須	
	受任者の役職・肩書	必須※3	
	受任者の所在地	任意	
	受任者検証符号（受任者の意思や行為が検証できる電磁的記録）	必須	
	受任者検証符号のアルゴリズム名	必須	
代理権	対象電子委任状を一意に示すID	必須	
	代理権の内容	必須※3	
	代理権の制限（行為先の特定等、補足が必要な場合に確認・記録）	任意	
	委任期間	必須	
電子委任状取扱事業者	事業者の電子委任状取扱サービスの名称	必須	
	ポリシーを記載している場所（URL）	必須	
	事業者の電子署名アルゴリズム	必須	
	失効情報の問合せ先（CRLDP等）	必須	

※1 電子証明書におけるこれらの記載はその利用者（受任者）に関する情報であるが、電子委任状取扱事業者の場合であって、委任者及び受任者が同一組織に属す場合には、これらの記載を委任者の情報として扱うものとする。

※2 電子委任状取扱事業者が、代表者の本人確認等を行った上で、受任者の電子証明書を発行している旨をCP/CPS等に記載すること。

※3 受任者の役職・肩書又は代理権の内容のいずれかが記載されている場合には、もう一方の記載は任意とする。なお、電子委任状取扱事業者が、受任者の代理権の内容の確認を行った上で、電子委任状を受け取った者が、当該受任者の代理権の内容を特定できる場合には、受任者の役職・肩書及び代理権の内容の電子証明書への記載要否はいずれも任意とする。

(参考) 基本指針で定める電子委任状に記録すべき事項 (委任者記録ファイル方式・取扱事業者記録ファイル方式)

項目		記載項目	記載要否
委任者	委任者の属性	法人／個人事業主の別	必須
		法人の代表者の場合	国税庁が指定する法人番号
	法人の代表者の場合	法人の商業登記における法人名称	必須
		法人の商業登記における本店所在地	必須
		法人の代表者名	任意
		個人事業主の場合	屋号
	個人事業主の場合	自然人の氏名	必須
		自然人の住所	必須
		自然人の生年月日	任意
受任者	受任者	受任者の識別名（氏名等）	必須
		受任者の役職・肩書	必須
		受任者の所在地（本社所在地と異なる場合に記載）	任意
		受任者の識別子	必須
代理権	代理権	対象電子委任状を一意に示すID※	必須
		代理権の内容	必須
		代理権の制限（行為先の特定等、補足が必要な場合に確認・記録）	任意
		委任期間	必須
電子委任状取扱事業者	電子委任状取扱事業者	事業者の電子委任状取扱サービスの名称※	必須
		ポリシーを記載している場所（URL）※	必須
		失効情報の問合せ先（CRLDP等）※	必須

左図は委任者記録ファイル方式・取扱事業者記録ファイル方式であって、PDFファイルではなくXMLファイルに記録する場合について

※委任者記録ファイル方式の場合には、委任者は当該項目を記載する必要はない。

2.2 基本指針の概要 (3)

4. 認定の基準となるべき事項

電子委任状取扱業務の実施の方法について、以下の方法を遵守すること及び「3.電子委任状に記録される情報の記録方法の標準」で規定する特定電子委任状を取り扱うことが確認できた場合には、**電子委任状取扱事業者の認定を受けることができる。**

- 電子委任状が法人の代表者等の作成に係るものであること等を確認するための方法

確認事項	①委任者記録ファイル方式	②電子証明書方式	③取扱事業者記録ファイル方式
電子委任状が委任者の作成に係るものであること	委任者の電子署名の有効性確認 等	委任事項に記録すべき事項を示した書類に付された印と下記証明書の照合 等	
委任者が実在する法人の代表者であること	登記事項証明書又は代表者印の印鑑証明書の確認 等		
受任者が士業の資格を有している場合の資格の照会	当該資格に係る名簿を登録及び管理する団体に照会 等		

- セキュリティを確保するための方法

- 委任者記録ファイル方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を取り扱う場合には、ISO/IEC27001に定める情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に準拠した体制の構築等を行い、認証機関から認証を取得し、維持する (維持監査、更新認定) を受けること
- 電子証明書方式の電子委任状を取り扱う場合には、電子署名法に規定する指定調査機関が行う調査又は米国公認会計士協会及びカナダ勅許会計士協会によるWebTrust for CA監査又は欧州電気通信標準機構の規格に基づくETSI監査を年1回以上の頻度で受けること

- その他

- 業務の運用方針及び運用手順を定めた規定の作成
- 失効管理 (委任者から電子委任状の有効期限内に代理権が消滅等した場合に電子委任状の受領者がその事実を容易に知り得るようにする等)

3. 立法の背景

3.1 電子契約・オンライン手続の推進

対面・書面原則からの転換 ⇒ 「デジタル・ファースト」

IT利活用に係る基本指針 (2015年6月)

- 規制改革分科会が実施した全数調査（悉皆調査）の結果等を踏まえ、IT総合戦略本部により決定。
- IT利活用の加速化のための新たな法制度の検討に資するため、以下について記載。
 - 「IT利活用の前提となる情報セキュリティの視点」に加え、**従来の対面・書面原則を転換し、ITを極力優先するという“電磁的処理の原則”、“行政保有情報の共同利用の原則”など「5つの基本原則」を示す。**
 - 「行政における行動指針」として、各府省庁には現状把握（全数調査）、見直し計画の策定、それに基づく対応を求める一方、IT戦略本部は各府省庁と連携し、必要に応じて法制上の措置を検討する。

5つの基本原則

- ① 電磁的処理の原則（IT優先の原則）
- ② 双方向性活用の原則
- ③ 安全・安心な情報の高度な流通性の確保の原則
- ④ 行政保有情報の共同利用の原則
- ⑤ 情報通信システムの共通化・標準化の原則

行政における行動指針

1. 手続きの現状把握
2. 「見直し計画」の策定
 - オンライン化等の法令の整備を実施することが有効であると考えられる手続等の設定
3. 「見直し計画」に基づく対応

3.1 電子契約・オンライン手続の推進

対面・書面原則からの転換 ⇒ 「デジタル・ファースト」

行政機関の手続

民間事業者の手続

委任を受けた手続

官民データ活用推進基本法 (平成28年法律第103号) 抜粋

(手続における情報通信技術の利用等)

第十条 **国は、行政機関等**（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第二号の行政機関等をいう。以下この項において同じ。）**に係る申請、届出、処分のお知らせその他の手続に関し、電子情報処理組織**（行政機関等の使用に係る電子計算機と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）**を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。**

2 **国は、民間事業者等**（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第二条第一号の民間事業者等をいう。以下この項において同じ。）**が行う契約の申込みその他の手続に関し、電子情報処理組織**（民間事業者等の使用に係る電子計算機と当該民間事業者等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）**を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことを促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。**

3 **国は、法人の代表者から委任を受けた者が専ら電子情報処理組織**（当該委任を受けた者の使用に係る電子計算機とその者の契約の申込みその他の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）**を用いて契約の申込みその他の手続を行うことができるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。**

3.2 電子委任状の普及・課題の解決

対面・書面原則からの転換 ⇒ 「デジタル・ファースト」

デジタルの世界における委任・属性認証が抱える課題の解決

デジタルの世界における委任された権限の証明

- 属性情報の真正性、トラストを確保する仕組み
- 手続きのデジタル完結、デジタルファースト

官民を横断する手続きのデジタル化

- 電子私書箱の属性認証による、官民を横断する手続きのオンライン完結

既存の電子委任状が抱える課題の整理・解決

- 各認証局において独自に規定されている組織属性に関する規定の統一、委任や権限の定義の明確化
- 電子署名法の認定認証業務の認定外であることで発生している問題を、属性認証を制度化することにより解決

電子調達に関する手続きの統一

- フォーマット、委任事項の記載、システムを統一
 - 入札を行う府省毎の委任状作成・承認を不要に
- 手続きのデジタル完結、デジタルファースト
- 官、民の業務効率化

3.2 電子委任状の普及・課題の解決

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会 (総務省)

- 平成28年1月より、個人番号カードの交付が開始。個人番号カード及び公的個人認証サービスの幅広い国民への普及等を通じて、一層の行政の効率化及び国民の利便性の向上を図る取組が重要。
- 本懇談会は、地方公共団体、国の機関、民間事業者の参加の下、システムや制度等の面から、個人番号カード及び公的個人認証サービスの具体的な普及推進策などについて検討するとともに、地方公共団体における個人番号の具体的な利活用方策等についての検討を実施。

検討体制

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会

座長：須藤 修 (東京大学大学院 教授)

個人番号カード等の利活用検討WG

主査：須藤 修 (東京大学大学院 教授)

公的個人認証サービス等を活用したICT利活用WG

主査：大山 永昭 (東京工業大学 教授)

1. 下記における公的個人認証サービスの利活用推進策
①CATV等放送事業 ②郵便事業 ③通信事業
2. 国の行政機関における公的個人認証サービスの利活用推進策
3. その他官民の幅広い分野における公的個人認証サービスの利活用推進策、セキュリティ確保策

属性認証検討SWG (制度検討SWG)

主査：手塚 悟 (慶應義塾大学特任教授)

- 電子調達、電子私書箱における権限委任 (属性認証) の仕組みの検討
※平成28年11月より制度検討SWGに改組

スマートフォンへの利用者証明機能 ダウンロード検討SWG

主査：手塚 悟 (慶應義塾大学特任教授)

...

3.3 マイナンバーカードの利活用の推進

マイナンバーカードと電子委任状の組み合わせ

マイナンバーカード（公的個人認証サービス）

- 権限が委任されている社員等の氏名を確実に確認
- 安全な認証手段

+

電子委任状

- 所属する組織や役職、権限などを証明
- マイナンバーカードの電子証明書で電子署名

⇒ マイナンバーカード一枚で手続きが完結

また、マイナンバーカードは国民の誰もが持つことができるカードであるため、電子委任状の利用に係るハードルが低く、マイナンバーカードの普及は電子委任状の普及にも寄与すると期待される。

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）抜粋

（基本理念）

第三条 官民データ活用の推進は、（中略）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。

3.3 マイナンバーカードの利活用の推進

マイナンバーカード利活用推進ロードマップ (平成29年3月) 抜粋

【本ロードマップの方向性】

1. マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大

(2) 行政サービスにおける利用

住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用とともに、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。

さらに、**政府調達での利用**や海外における公的個人認証機能の継続利用に向け検討。

住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用とともに、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。さらに、政府調達での利用や海外における公的個人認証機能の継続利用に向け検討

ロードマップ 参考資料より

行政サービスにおける利用

カードの多機能化の推進 (行政サービスにおける利用)

- 地方自治体における独自利用として、一部の自治体で印鑑登録証や図書館カードとしての活用を実施。
- 引き続き各自治体における利用を促進するとともに、マイキープラットフォームを構築して、公立図書館 (1,350自治体) の図書館カードとしての活用や、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等の実証を実施。

(総務省自治行政局・地域力創造グループ)

住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付

- これまでは自治体窓口で取得していた住民票や戸籍等の証明書が、最寄りのコンビニで取得可能に。
- 平成28年12月に取りまとめた「アクションプログラム」に基づき、未導入団体の参加を促進し、平成31年度末時点での実施自治体の人口合計について1億人超を目指す。

(総務省自治行政局)

海外における継続利用

- 海外においても各種官民サービス等が利用可能となるよう、平成31年度中の実現に向け、海外輸出後の公的個人認証機能継続に関する公的個人認証法の改正を検討。

(総務省自治行政局)

電子委任状を活用した電子調達

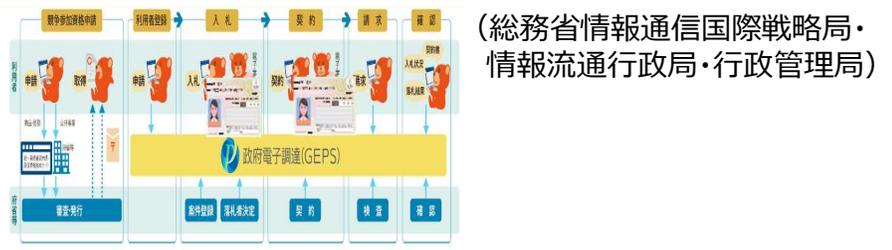
- 政府調達において、企業の代表者から委任を受けた担当者が、マイナンバーカード等を用いて入札書や契約書に電子署名を行った場合に、その者の権限を証明する「電子委任状」の普及を促進。
- 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、その結果を踏まえてマイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの開発に着手し、平成29年度末以降の利用を図る。

(総務省情報通信国際戦略局・情報流通行政局・行政管理局)

抜粋・拡大

電子委任状を活用した電子調達

- 政府調達において、企業の代表者から委任を受けた担当者が、マイナンバーカード等を用いて入札書や契約書に電子署名を行った場合に、その者の権限を証明する「電子委任状」の普及を促進。
- 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、その結果を踏まえてマイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムの開発に着手し、平成29年度末以降の利用を図る。



3.3 マイナンバーカードの利活用の推進

日本再興戦略2016 (平成28年6月2日閣議決定) 抜粋

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等

1. 第4次産業革命の実現 (2) 新たに講ずべき具体的施策 ii) 第4次産業革命を支える環境整備

⑥サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等

イ) IT利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等

(マイナンバーカード・マイナポータルの利活用拡大)

・法人の代表者から委任を受けた者がマイナンバーカードを用いて対面・書面なく電子的に契約書等の作成、提出等することが可能になるよう、公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出する。あわせて、マイナンバーカード及び法人番号も活用した、調達手続の簡素化等については本年度から順次実現する。

経済財政運営と改革の基本方針2016 (平成28年6月2日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の実現

(2)行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

マイナンバーカードや電子私書箱の利活用による、子育て支援や電子調達等に係る手続きのワンストップ化を促進する制度整備等に取り組む。

デジタル庁
Digital Agency